

仕様書番号 5 各下第 2 8 号

委 託 仕 様 書

1. 業務名

各務原市下水道事業経営戦略策定業務委託

2. 履行期間

契約の日から令和 6 年 3 月 2 2 日

3. 履行場所

各務原市水道部下水道課

4. 委託業務内容

令和 2 年度に策定した「各務原市下水道事業経営戦略」の見直し業務を委託する。詳細は別紙詳細仕様書のとおり。

5. 業務委託料

円

詳細は別紙設計書のとおり。

6. 納品物

- ・完了届
- ・打ち合わせ記録
- ・各務原市下水道事業経営戦略（印刷用、電子データ）
- ・各務原市下水道事業経営戦略を定めるために作成した根拠資料一式（電子データ）

7. 契約代金の支払時期及び方法

市は、完了届を受理した日から 1 0 日以内に完了検査を行い、当該検査後、適法の請求書を受理した日から 3 0 日以内に支払うものとする。

8. その他

- ・妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

- ・受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。

- ・詳細については、水道部下水道課の担当職員と協議しその指示に従うこと。

各務原市下水道事業経営戦略策定業務委託仕様書

第1章 総 則

(適 用)

第1条

本仕様書は、「各務原市下水道事業経営戦略策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目 的)

第2条

各務原市下水道事業が保有する資産の老朽化に伴う更新時期の到来や人口減少に伴う使用料収入の減少等により、事業の経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化への取組が求められている。また、令和7年度までに経営戦略の見直し率を100%にするよう総務省から要請されている。

本業務は、これらを踏まえ、本市(以下「発注者」という。)が経営する下水道事業について、財政収支により投資と財源を予測し、継続的な経営基盤強化を実現するための経営戦略を策定することを目的とする。

(業務の概要)

第3条

本業務は、次の各号に掲げる事項となる。なお、経営戦略の策定にあたっては、総務省でとりまとめた「経営戦略策定ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル」の最新版に準拠することを原則とする。

- (1) 基本情報の整理
- (2) 投資・財政計画の策定
- (3) 対象事業：公共下水道事業

(関係法令、規則等)

第4条

本業務の受注者は、本業務を実施するにあたり業務委託契約書及び本仕様書によるほか、関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 地方公営企業法(昭和 27 年 8 月 1 日法律第 292 号)
- (2) 地方公営企業法施行令(昭和 27 年 9 月 3 日政令第 403 号)
- (3) 地方公営企業法施行規則(昭和 27 年 9 月 29 日総理府令第 73 号)
- (4) 地方公営企業資産再評価規則(昭和 27 年 9 月 29 日総理府令第 74 号)
- (5) 地方公営企業法および同法施行令に関する命令の実施についての依命通達
(昭和 27 年 9 月 29 日 自乙発第 245 号)
- (6) 地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取り扱いについて(昭和 27 年 9 月 29 日 自乙発第 245 号)
- (7) 地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)
- (8) 地方自治法施行令(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号)
- (9) 地方自治法施行規程(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 19 号)
- (10) 地方自治法施行規則(昭和 22 年 5 月 3 日内務省令第 29 号)
- (11) 地方財政法(昭和 23 年 7 月 7 日法律第 109 号)
- (12) 地方財政法施行令(昭和 23 年 8 月 27 日政令第 267 号)
- (13) 下水道法(昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号)
- (14) 下水道法施行令(昭和 34 年 4 月 22 日政令第 147 号)
- (15) 下水道法施行規則(昭和 42 年 12 月 19 日建設省令第 37 号)
- (16) 消費税法(昭和 63 年 12 月 30 日法律第 108 号)
- (17) 地方公営企業繰出基準
- (18) 下水道事業における企業会計導入の手引き(社団法人 日本下水道協会)
- (19) 地方公営企業法の適用に関するマニュアル(総務省)
- (20) その他の関係法令、規程、規則等

(管理技術者、照査技術者及び担当技術者)

第 5 条

- (1) 受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、本業務の特質を考慮し、企業会計、下水道事業について専門的知識を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 本業務の管理技術者は、技術士(上下水道部門—下水道)又は技術士(総合技術監理部門—上下水道・下水道)の資格を有し、業務全般の管理責任者として、発注者との協議、打合せ、工程管理及び技術管理を行わなければならない

い。

なお、管理技術者は、下水道事業を実施する地方公共団体が発注した下水道事業の法適用に係る移行事務支援及び下水道事業経営戦略業務を完了した実績を有する者でなければならない。

(3) 本業務の照査技術者は、技術士(上下水道部門—下水道)又は技術士(総合技術監理部門—上下水道・下水道)を有し、技術上の管理責任者として、十分な技能と経験を有する者でなければならない。

(4) 本業務の担当技術者は、可能な限り、下水道事業を実施する地方公共団体が発注した下水道事業の法適用に係る固定資産調査業務または下水道事業経営戦略業務を完了した実績または計画設計業務の実績を有する者とする。

(5) 照査技術者と管理技術者を同一の者が兼務することはできない。

(業務の組織体制)

第6条

本業務の遂行に支障をきたすと認められたときは、発注者は受注者に対し技術者等の変更を求めることができる。

(公認会計士)

第7条

受注者は、上下水道事業の地方公営企業会計移行に関する実務経験を有する公認会計士有資格者を配置する。

(再委託)

第8条

受注者は、本業務の全部又は主たる部分を再委託することはできない。ただし、事前に再委託の範囲及び再委託先を発注者に提示して承認を得た場合はこの限りでない。再委託範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委任先に問題が生じた場合は受注者の責任において解決する。

(提出書類)

第9条

本業務の実施にあたり、受注者は、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を業務着手前に発注者に提出し、当該書類の内容について発注者の承認を得る。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者届(業務実績の記述があるもの)
- (5) 照査技術者届(業務実績の記述があるもの)
- (6) 公認会計士との契約関係書類(上下水道事業に係る業務実績の記述があるもの)。
- (7) その他、発注者が提出を求める書類(庁内会議、外部審議会、市議会への説明にあたり必要な資料等)

(資料の貸与・取扱い)

第 10 条

1. 発注者は、本業務を実施するうえで必要な資料として、以下の資料(以下「貸与資料」という。)を受注者に貸与する。ただし、貸与によりがたいものについては、発注者の指定する場所における複写又は閲覧等の方法により対応する。

- (1) 下水道全体計画図書
- (2) 下水道事業計画図書
- (3) 年度別・施設別減価償却費及び長期前受金戻入
- (4) 事業別借入別企業債元利償還表
- (5) 事業計画に関する資料(維持管理計画・建設改良計画) 10 年分
- (6) 決算統計(過去 5 か年分)
- (7) その他本業務履行に必要な資料

2. 受注者は、貸与資料を預かる場合は必ず借用書を提出するとともに、貸与資料の管理取り扱いには十分注意し、発注者の許可なく持ち出さないこと。

なお、本業務完了後は速やかに返却するものとし、貸与期間中であっても、発注者から返却の要請があった場合は速やかに返却する。

3. 本業務において、貸与資料等以外の資料を収集する必要がある場合は受注者にて行う。

(証明書の発行)

第 11 条

必要な証明書及び申請書は、受注者の申請により交付する。

(折 衝)

第 12 条

本業務実施中、関係者又は関係官公庁との折衝を要する場合は、遅滞なくその旨を発注者に申し出て指示を受ける。

(中立性の堅持)

第 13 条

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

(秘密の保持等)

第 14 条

受注者は、本業務委託の履行上知り得た事項を一切他人に漏らしてはならない。これは、契約の終了後又は解除後も同様とする。

また、受注者は成果品(業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む)を発注者の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡もしくは無断使用してはならない。契約の終了後又は解除後も同様とする。

なお、受注者は本業務における個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護の重要性を充分認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(公益確保の責務)

第 15 条

受注者は、業務の実施にあたって、公益の安全、環境その他の公益を害する事の無いように努めなければならない。

(受注者の責任)

第 16 条

本業務の実施にあたり次の各号に掲げる事項は、受注者の責任とする。

- (1) 受注者の行為に起因して第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において解決するものとする。
- (2) 本業務終了後 3 年以内において過失又は疎漏等に起因する箇所及び誤りが発見された場合は、受注者の責任と負担において早期の訂正補充等の処理を行う。

(検 査)

第 17 条

受注者は、本業務の工程にしたがい、業務完了後は完了検査を受けるものとし、発注者から修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

(打合せ及び報告)

第 18 条

1. 受注者は、本業務の実施前及び実施中における主要な業務打合せにあたっては、必ず管理技術者を同席させ、発注者と十分に協議を行う。
2. 前項の協議内容について、受注者は「打合せ記録簿」をその都度作成し、発注者と受注者で確認の上、それぞれ 1 部ずつ保有する。

(業務計画)

第 19 条

受注者は、作業開始に先立ち、業務実施計画書を作成し、発注者に提出承認を得なければならない。なお業務実施計画書の作成にあたっては、発注者が実施する庁内会議、外部審議会、市議会等への提出次期も考慮したものとする。

(工程管理)

第 20 条

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

(費用の負担)

第 21 条

当該業務の履行にあたり必要な旅費交通費は、受注者の負担とする。また、業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(契約変更)

第 22 条

本業務において、この仕様書の内容に変更が生じた場合には、直ちに受注者は発注者に報告、協議し、契約変更を申し出るものとする。

(著作権の帰属)

第 23 条

本業務の成果品は、全て発注者の帰属とする。また、受注者は発注者の承認を受けずに成果品を複製し、他に公表又は貸与してはならない。

(疑 義)

第 24 条

本業務についての疑義、又は本仕様書及び関係法令等に定めのない事項については、発注者と受注者で事前に協議し、発注者の指示に従わなければならない。

(その他)

第 25 条

- (1) 受注者は、本業務の内容を十分に把握し、本業務を遂行するものとする。
- (2) 受注者は、本業務遂行中、業務全般についてコンサルタントとしてのアドバイスをを行う。

(別紙) 各務原市下水道事業経営戦略策定業務委託設計書

設計業務費					
直接人件費					
	経営戦略策定業務	式	1.00		別表1
	設計協議	式	1.00		別表2
直接人件費計					
直接経費					
	電子成果品作成費	式	1.00		
直接経費計					
直接原価					①
その他原価	直接人件費 × 53.85%	式	1.00		②
業務原価					③ (① + ②)
一般管理費	業務原価 × 53.85%	式	1.00		④
合計 (円)					③ + ④
改め (円)					端数切捨
消費税等相当額 (円)					
合計 (円)					

<別表1>経営戦略

項目	技師長	主任技師	技師（Ａ）	技師（Ｂ）	技師（Ｃ）	技術員	金額（円）
事業概要の整理	0.23	0.34	0.46	0.57	0.57	0.34	
経営の基本方針の件等	0.23	0.34	0.57	0.57	0.57	0.34	
投資・財政計画の策定							
投資・財政計画	0.80	1.65	2.56	2.56	2.22	1.65	
その他の記載事項の整理		0.34	0.46	0.46	0.34	0.23	
経営戦略の事後検証・更新等に関する事項、とりまとめ		0.86	1.14	1.14	0.86	0.57	
照査	0.68	0.68					
人員計（人）	1.94	4.21	5.19	5.30	4.56	3.13	
単価（円）							
小計（円）							

<別表2>設計協議

項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師（Ａ）	技師（Ｂ）	技師（Ｃ）	技術員	金額（円）
第1回打ち合わせ			1.00	1.00				
中間打ち合わせ				1.00	1.00			
最終打ち合わせ			1.00	1.00				
人員計（人）			2.00	3.00	1.00			
単価（円）								
小計（円）								